



# サポーターズ

第2号

校訓

2024年4月16日  
美里工業高等学校  
生徒支援部 発行

自敬勤  
主愛労

## ☆昼食時の弁当購入について☆

◎弁当は原則、自宅から持ってくるか、登校前に購入してくる。

(持ち弁)

◎昼食時、体育館ピロティにて契約販売業者が販売する弁当・パンを購入することができる。(弁当業者3社、パン屋1社)

◎契約販売業者が販売する弁当・パンが購入できなかった生徒は以下の手順に従い、郊外で弁当購入をすることを認める。

①**全ての弁当業者が退出**したことを確認する。

②**正門の立ち番職員**に対して「弁当が買えず、校外で弁当を購入したい」

旨を申し出る。その際、**クラス番号と氏名、行先**を立ち番に伝える。

③立ち番は**全ての契約販売業者が校内を退出している**ことを確認した上で、生徒に対して**外出許可**を行う。

④生徒は**正門から外出**し、弁当を購入に行く。

⑤弁当購入後は**すみやかに再入校**する。正門・裏門どちら側でも入校ができる。

⑥生徒は再入校するとき、**正門・裏門の立ち番職員**に対して**クラス番号、氏名**を伝えて、再入校の確認を受けること。

### 【弁当購入のための校外外出の留意点】

○**休み時間の半分**を過ぎた場合は外出を認めないことがある。

○校外へ出るために**虚偽(ウソ)**の申告をした場合は**指導の対象**となる。

○購入した**弁当等は校内で飲食**すること。食べ歩き、飲み歩きしないこと。食べ散らかし、ポイ捨ては**迷惑行為**として指導の対象となる。

○他人の住宅や敷地に入らない。**不法侵入**として指導の対象となる